狛江市 ICT 推進計画

2021 - 2025

令和3年2月 狛 江 市

目 次

第1章	策定にあたって	• • • 1
2 位置3 計画	Eの趣旨 3付け 3期間 集体制	• • • 1 • • • 1 • • • 1
第2章	国・東京都の動向及び本市の状況	• • • 2
2 東京	D動向 類都の動向 Iの状況	• • • 2 • • • 3
第3章	アクションプラン 2016 の評価	• • • 4
3 目標	票1 行政サービスの向上 票2 行政事務の効率化 票3 行政情報化推進基盤の整備 票4 電子自治体に向けての推進	• • • 4 • • • 5 • • • 5
第4章	基本的な方向性	••• 5
	票1 行政サービスの向上 票2 行政事務の効率化 票3 行政情報化推進基盤の整備	• • • 5 • • • 6 • • • 7
第5章	施策の展開	• • • 7

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、スマートフォン、タブレット型端末等の情報通信機器の普及により、AI、IoT などのデジタル技術も急速に進み、情報通信技術(ICT)は、今や市民生活や企業活動に欠かせないツールとして大きな役割を担っています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政サービスのデジタル化やテレワークなどの新しい生活様式に準拠した対応とともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められています。

こうした社会情勢の変化の中において、持続可能な行政運営を目指し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、「狛江市 ICT 推進計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。本計画は、加速度的に進歩する ICT を持続的かつ弾力的に活用できるよう情報化推進の基本的な方向性(考え方)を示しています。

2 位置付け

本計画は、「狛江市第4次基本構想 前期基本計画」(以下「前期基本計画」という。)の下位計画として位置づけ、「持続可能な自治体経営」として情報化の推進に取り組むものです。また、平成 28 年度に策定した「狛江市アクションプラン 2016」、令和2年12月に中間報告のあった未来戦略会議の報告書と整合を図るとともに、平成 28 年に成立した「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」に対応し、本市の官民データの活用を推進するための計画としても位置づけます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、始期を令和3年2月、終期を前期基本計画等と整合を図り、令和7年3月までとします。

4 推進体制

本計画は、情報システム部門において、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ、 行政情報化推進委員会において、適宜見直しを行うものとします。

第2章 国・東京都の動向及び本市の状況

1 国の動向

政府においては、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月 14 日閣議決定)」において、すべての国民がデジタル技術の恩恵を実感できる社会を実現するために、「デジタル手続法」に基づく対応やマイナンバーカードの普及・利用促進、地方公共団体の官民データ活用推進計画の推進等を掲げるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)」において、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICT や AI 等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020(骨太の方針 2020)(令和2年7月 17日閣議決定)」や「デジタル・ガバメント実行計画(2020年改定)(令和2年12月 25日閣議決定)」(以下「実行計画」という。)においても、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、社会全体のデジタル化を推進するため、デジタル・ガバメントの構築を最優先課題と位置づけ、行政手続きのオンライン化、AI・RPA 等による業務効率化の推進、テレワークの推進等に取り組むこととしています。

さらに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画 総務省(令和2年12月25日)」において、実行計画における各施策について、地方自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具現化しデジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくこととするとともに、自治体戦略2040構想研究会(平成30年7月総務省)においても、AI・RPAを使いこなす「スマート自治体」への転換の必要性や自治体間で情報システム等の標準化・共通化を進めていく必要性を報告しています。

2 東京都の動向

東京都では、平成 29 年 12 月に「東京都 ICT 戦略」を策定し、都における ICT の利活用の今後の展開を示しています。本戦略では、基本的な考え方として4つの柱を掲げ、それに基づく ICT を活用した5年後の東京の姿と施策展開を示しています。

- 柱1 都市機能を高めるに当たって、ICTを活用する
- 柱2 データを活用する
- 柱3 ICTを活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する
- 柱4 民間におけるICT活用を後押しし、生産性向上、新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる

出典:東京都ICT戦略

また、「TOKYO Data Highway 基本戦略(令和元年9月)」や「スマート東京実施 戦略〜東京版 Society5.0 の実現に向けて〜(令和2年2月)」を策定し、5G ネット ワークの早期着手、施策の推進等への取組みを加速化させています。

さらに、令和2年10月に「東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を改正し、行政運営の簡素化・効率化の推進、都民のさらなる利便性向上のため、原則行政手続きをデジタル化する「デジタルファースト条例」を可決、令和3年4月1日から施行することとしています。

3 本市の状況

本市では、平成 12 年度に基幹部分に光回線を使用した庁内 LAN の構築、CATV の専用回線を利用した外部施設とのネットワーク構築を行うなど、情報通信基盤の整備を進めるとともに、平成 22 年度に「狛江市情報化アクションプラン 2010 (平成 22 年度~平成 24 年度)」、平成 25 年度に「狛江市情報化アクションプラン 2013 (平成 25 年度~平成 27 年度)」、平成 28 年度に「狛江市情報化アクションプラン 2016 (平成 28 年度~平成 30 年度)」(以下「アクションプラン 2016」という。)を策定し、4つの目標を掲げて情報化の推進に取り組んできました。この間証明書コンビニエンスストア交付、生涯学習データベースの構築、税総合システム及び福祉総合システムの稼働、基幹系システムのオープン化などにより、市民の利便性向上や行政事務の効率化を進めてきました。

【狛江市情報化アクションプランにおける4つの目標】

目標1 行政サービスの向上

目標2 行政事務の効率化

目標3 行政情報化推進基盤の整備

目標4 電子自治体に向けての推進

しかしながら、アクションプラン 2016 は、ICT 分野が取り巻く環境の変化が急激であり、計画に描かれた内容が実際にその時期を迎えたときには、すでに陳腐化していることなどを理由に、その時々で柔軟に対応できるよう狛江市行政情報化推進委員会を中心に情報化の推進に取り組むこととし、その役割を終えていました。

一方で、国や東京都のデジタル化等の動きが加速化する中で、それに合わせた市の ICT における基本的な方針がないままでは、国や東京都と連動した ICT 化が計画性の ない情報化の推進につながりかねないことから、本計画に基づき ICT 化の推進に取り組んでいくこととします。

第3章 アクションプラン 2016 の評価

本計画では、アクションプラン 2016 を継承するため、アクションプラン 2016 の施策を、目標を達成した施策を「達成」、目標を達成したが更なる改善等が必要なものを「達成(継続)」、一部目標を達成した施策を「一部達成」、まだ目標を達成していない施策を「未達成」、方向性等が変わり計画としては不要になった施策を「削除」に分類しています。

1 目標1 行政サービスの向上

施策	分類
①マイナンバー制度への対応	達成 (継続)
②狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのホームページ※1	達成 (継続)
③「狛江市災害時あなたの安否・安心確認システム」(災害トリプル A) の構築	一部達成
④防災行政無線のデジタル化	達成 (継続)
⑤り災証明発行システムの構築	達成
⑥防犯カメラの設置	達成 (継続)
⑦子育てポータルサイトの再構築	達成
⑧施設予約システムのレベルアップ	達成
⑨証明書コンビニエンスストア交付の導入	達成 (継続)
⑩WEB 口座振替受付サービスの検討	達成
⑪クレジットカードを利用した収納の検討	未達成
⑫空き店舗等情報提供の充実	削除
③文化財関連情報の積極的な情報発信	未達成
④学習指導における情報機器の活用	達成 (継続)

^{※1} 市ホームページと様々なシステムとの連携充実、ユニバーサルデザイン化等

2 目標2 行政事務の効率化

施策	分類
①行政事務の電子化による BPR (業務改革)	一部達成
②図面作成システムの導入	達成
③公園台帳システムの導入	達成 (継続)
④子育て支援システムの統合	一部達成
⑤図書館情報システムの充実	未達成
⑥基幹系システムの最適化	達成 (継続)

3 目標3 行政情報化推進基盤の整備

施策	分類
①財務会計システムの入替え	達成
②統一的な基準による地方公会計の導入	達成 (継続)
③下水道事業の公営企業会計移行に向けた会計システム・固定資産管理システムの導入	達成
④情報化施策を推進するための体制整備	一部達成
⑤情報化に対応する人材の育成	達成 (継続)
⑥狛江市情報セキュリティポリシーの運用及び見直し	達成 (継続)
⑦システム全体の強靭性の向上	達成

4 目標4 電子自治体に向けての推進

施策	分類
①オンライン利用促進	一部達成
②マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討	未達成
③自治体情報セキュリティクラウドの検討	達成

第4章 基本的な方向性

アクションプラン 2016 を発展的に引き継ぐため、本プランの目標を継承するとと もに、アクションプラン 2016 の評価において「達成(継続)」「一部達成」「未達成」 とした施策を一部整理した上で、引き継ぐこととします。

ただし、アクションプラン 2016 の目標のうち、「電子自治体に向けての推進」については、その他の目標を実現した結果として「電子自治体」の実現につながることから、単独の目標とするのではなく、その他の目標に統合することとします。

1 目標1 行政サービスの向上

行政サービスの向上及び市民の利便性の向上に資するため、各種手続きをはじめとした行政サービスのオンライン化を推進します。また、戦略的な情報発信とオープンデータ化をさらに進めるなど、積極的なデータの公開に取り組みます。

新規・変更 ・継続※2	主な取組み	担当課
新規	電子申請の推進(申請・届出の拡充)	関係各課
新規	オープンデータの積極的な公開	総務課・関係各課
新規	窓口混雑情報の発信	関係各課

新規	動画による積極的な情報発信(説明会・講演会等における活用)	関係各課
新規	LINE を活用した情報発信・問い合わせ対応の向上	秘書広報室
新規	施設予約サービスのワンストップ化	関係各課
変更	キャッシュレスの検討・推進	納税課•関係各課
変更	GIGA スクール構想における ICT を活用した学習活動の充実	指導室
変更	証明書コンビニエンスストア交付の拡充	市民課・関係各課
継続	マイナンバー制度への対応(マイナンバーカードの普及促進・活用等)	政策室•関係各課
継続	狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのホームページ	秘書広報室
継続	防災行政無線のデジタル化	安心安全課
継続	文化財関連情報の積極的な情報発信	社会教育課・市史編さん室

2 目標2 行政事務の効率化

新たな技術を積極的に活用し、行政のデジタル化、情報システム改革、業務の見直しにより事務の効率化に取り組みます。

新規•変更 • 継続※2	主な取組み	担当課
新規	業務の自動化に向けた AI・RPA 等の導入	未来戦略室•関係各課
新規	テレワークの推進(SIM フリー端末の増配置等の検討)	総務課
新規	情報システムの標準化及び自治体クラウドの検討	総務課・関係各課
新規	職場のオンライン環境の整備(Wi-Fi の整備等)	総務課
新規	業務プロセスの標準化	関係各課
新規	デジタル地図の活用	関係各課
新規	電子決裁基盤(全庁的な共通基盤)の構築	関係各課
新規	Web 会議の基盤構築	関係各課
変更	公園台帳システムの充実	環境政策課
変更	統一的な基準による地方公会計システムの改善	財政課
継続	行政事務の電子化による BPR(業務改革)(5レス※3 の推進等)	政策室・総務課・関係各課
継続	子育て支援システムの統合	子ども政策課
継続	図書館情報システムの充実	図書館
継続	基幹系システムの最適化	総務課

^{※2} アクションプラン 2016 にはない施策を「新規」、当該プランの施策を継続し一部修正しているも

のを「変更」、当該プランの施策を継続しているものを「継続」としている。(以下、同じ。)

^{※3 5}レス:ペーパーレス、FAX レス、タッチレス、キャッシュレス、はんこレス

3 目標3 行政情報化推進基盤の整備

ICT 人財の育成等情報化施策を推進するための体制を整備し、ICT 化を進めます。また、利便性を向上させる一方で、あらゆるリスクから情報基盤を守るため、セキュリティ対策を強化していきます。

新規・変更 ・継続※2	主な取組み	担当課
新規	情報セキュリティ対策の徹底(研修の実施等)	総務課・職員課
継続	情報化施策を推進するための体制整備(情報システム部門の体制整備)	政策室•総務課
変更	ICT 人財の育成(職員向け ICT 研修等の実施)	職員課・総務課
継続	狛江市情報セキュリティポリシーの運用及び見直し	総務課

第5章 施策の展開

本計画は、国や東京都の計画等と整合を図り、国や東京都のスケジュールに沿って施 策を展開するとともに、市独自の施策については計画期間内で達成できるよう4つの戦 略で施策に取り組みます。

なお、現段階ですでに工程表が示されている情報システムの標準化(以下「システム標準化」という。)については、令和7年度までに国の定める標準仕様書に沿ったシステム改修を行い、対応します。それまでの間、システム標準化の対象となる業務システムについては、原則機能向上等の改修は行わないものとします。

また、令和2年度未来戦略会議中間報告書「モバイル市役所(持ち運べる市役所)の 実現」(以下「中間報告書」という。)におけるロードマップと整合を図り、計画的に取り組んでいきます。

◆4つの戦略◆

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」への対応など、社会情勢の変化及び国の動向を踏まえて、目標達成に向け「デジタルファーストの推進」「新たな技術とデータの積極活用」を推し進めるとともに、業務システムの投資・効果・リスクの最適化に向けた「業務プロセス・システムの標準化」に取り組むとともに、増大する「ICTコストを削減し戦略的に IT 環境を創出」していきます。

〈4つの戦略〉

- ① デジタルファーストの推進
- ② 新たな技術とデータの積極活用
- ③ 業務プロセス・システムの標準化
- ④ ICT コストの削減による戦略的 IT 環境の創出

【システム標準化】

① 対象システム

住民記録、地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)、選挙人名 簿管理、社会保障(国民健康保険、国民年金、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保 険、生活保護、健康管理、児童扶養手当)、就学、児童手当、子ども・子育て支援におけ る基幹系 17 業務システム

② スケジュール

2020(R2)年度 2021(R3)年度 2022(R4)年度 2023(R5)年度 2024(R6)年度 2025(R7)年度

7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 (▼標準版適用時期の検討)

住民記録

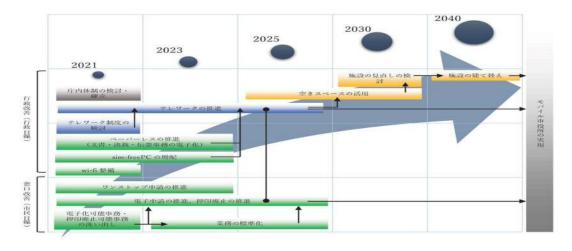
○ 住民記録システム標準仕様書 [第1.0版]公表

R3夏予定 標準仕様書 (税・介護・就学)

○ R4夏目途 標準仕様書 (選挙・児手・年金・後期)

国の対応工程表(年末開示予定)により見直しの可能性あり

【中間報告書におけるロードマップ】



出典:令和2年度未来戦略会議中間報告書

登録番号(刊行物番号)

R2-51

狛江市 ICT 推進計画

令和3年2月発行

発 行 狛江市

編 集 総務部 総務課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 10円